

●香川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年6月12日から同年7月3日まで一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町下法軍寺字名1156 番1地先から 丸亀市飯山町下法軍寺字島田 785番1地先まで	11.0～34.1	195	平成20年香川県告示第514号 及び平成29年香川県告示第 133号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年6月12日